

岡山県青少年健全育成条例

制 定 昭和52年 6月16日 岡山県条例第29号
最終改正 平成30年 3月23日 岡山県条例第10号

目 次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 推奨及び表彰（第7条・第8条）
- 第3章 有害環境の規制（第9条－第18条）
- 第4章 青少年に対する不健全行為の禁止（第19条－第24条）
- 第5章 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止（第25条）
- 第6章 県民総参加による青少年をとりまく環境の整備（第26条－第30条）
- 第7章 その他（第31条－第37条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県民総参加のもとに、青少年の生活環境の整備を助長するとともに、青少年を健全な成長を害するおそれのある環境及び行為から保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第1条の2 青少年は、良好な環境のもとに心豊かにたくましく成長するよう配慮されなければならない。

2 青少年は、その発達段階に応じた社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの判断力を培い、もって自立した社会人として成長するよう配慮されなければならない。

（平18条例16・追加）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 青少年 満18歳に満たない者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- （2） 保護者 親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。
- （3） 図書 書籍、雑誌その他の刊行物、文書、写真（印刷されたものを含む。第10条第3項において同じ。）、絵画及びレコード、コンパクトディスク、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、フィルム、フロッピーディスクその他の映像又は音声記録されている物で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- （4） 興行 映画、演劇、音楽、演芸、見せ物、紙芝居その他の興行をいう。
- （5） がん具 がん具及びこれに類するものをいう。
- （6） 刃物 刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）及びこれに類するものをいう。
- （7） 利用カード テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的をもって発行する文書その他の物品をいう。
- （8） 広告物 屋外又は屋内で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- （9） テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- （10） 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。

(11) 販売等 販売，頒布，贈与，交換又は貸付けをいう。

(12) 有害薬品類等 薬品類及び有機溶剤並びにこれらを含む物で，催眠，めいてい，興奮，幻覚，麻酔等の作用を有するものをいう。

(13) 深夜 午後11時から翌日の午前5時までの時間をいう。

(平4条例26・平8条例27・平10条例5・平11条例52・平13条例72・平18条例16・一部改正)

(県の責務)

第3条 県は，県民，市町村，関係機関，関係団体等との協働のもとに，青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を積極的に講ずるものとする。

(平18条例16・一部改正)

(県民の責務)

第4条 すべての県民は，青少年の健全な育成を図ることが県民ひとりひとりの責務であることを深く認識し，青少年の健全な育成を害するおそれのある環境及び行為から青少年を守るとともに，良い環境をつくるよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第5条 保護者は，青少年を健全に育成することが保護者本来の責務であることを強く自覚し，自らが青少年の模範となるよう努めるとともに，愛情ある環境の中で青少年を監護し，教育しなければならない。

2 家庭を構成する者は，互いに協力し，明るい家庭を築くとともに，青少年の健全な育成に努めなければならない。

(平18条例16・一部改正)

(地域住民の責務)

第5条の2 地域住民は，互いに協力し，地域社会における活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。

(平18条例16・追加)

(適用上の注意)

第6条 この条例の適用に当たっては，第1条の目的を逸脱し，県民の権利及び自由を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

第2章 推奨及び表彰

(優良図書等の推奨)

第7条 知事は，図書，興行及びがん具で，その内容等が青少年の健全な育成のため特に有益であると認められるものを推奨することができる。

(表彰)

第8条 知事は，青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは，次に掲げるものを表彰することができる。

(1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動し，その功績が特に顕著であると認められるもの

(2) 青少年又はその団体で，その行動が他の模範になると認められるもの

(3) 営業者又はその団体で，第1条の目的に従い自主的規制等を行うことにより青少年の健全な育成に特に寄与したと認められるもの

第3章 有害環境の規制

(営業者等の自主規制)

第9条 図書を取り扱う業者，興行を主催する者，がん具，刃物，薬品類，利用カードその他の物品を販売する者，広告物を掲示し，又は管理する者，遊技場を営む者，テレホンクラブ等営業を営む者その他営業を営む者は，相互に協力し，青少年の健全な育成を害さないよう自主的な措置を講じなければならない。

2 自動販売機により物品を販売する者は，青少年の健全な育成を害さないよう収納物品，設置場所，営業時間等について配慮するとともに，利用上の注意を表示しなければならない。

(平8条例27・平10条例5・平13条例72・一部改正)

(図書の指定及び販売の禁止等)

- 第10条 知事は、図書の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、青少年にこれを見せ、聞かせ、又は読ませないようにするため当該図書を指定することができる。
- 2 知事は、図書の内容の全部又は大部分（販売等の対象を専ら青少年としている図書にあつては、その一部）にテレホンクラブ等営業の名称又は電話番号が記載され、又は記録されているときは、青少年にこれを見せ、聞かせ、又は読ませないようにするため当該図書を指定することができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する図書（第1号、第2号及び第4号に掲げるものにあつてはその内容が、第3号に掲げるものにあつてはその表紙等が主として読者又は視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）は、第1項の規定による指定がない場合であつても、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書とする。
- (1) 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下この項において「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で知事が別に定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が20以上のもの又はページの総数の5分の1以上を占めるもの
- (2) コンパクトディスク、ビデオテープ、ビデオディスクその他の映像が記録されている物で機器を使用して当該映像が再生されるものであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で知事が別に定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20以上のもの
- (3) 表紙又は包装箱その他の包装の用に供された物に卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で知事が別に定めるものを掲載している図書
- (4) 卑わいな姿態等を被写体とした写真で知事が別に定めるもの
- (5) 図書の制作又は販売を行う者の組織する団体で知事の指定を受けたものが、青少年に見せ、聞かせ、又は読ませることが不相当であると認めた図書で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの
- 4 第1項、第2項及び前項第5号の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞に公示することにより行うことができる。
- 5 図書を取り扱う業者は、青少年に、第1項又は第2項の規定による指定を受けた図書及び第3項各号のいずれかに該当する図書（以下「有害図書」という。）の販売等をし、又はこれを見せ、聞かせ、若しくは読ませるはならない。
- 6 何人も、青少年に、有害図書を見せ、聞かせ、又は読ませるはならない。
- 7 知事は、有害図書が第1項の規定に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。
- 8 前項の指定の取消しは、県公報に公示することにより行う。
（平8条例27・平11条例52・平18条例16・一部改正）
（有害図書の区分陳列等）
- 第10条の2 図書を取り扱う業者は、有害図書を陳列するときは、青少年が容易に閲覧することができないよう知事が別に定める方法により当該有害図書を、他の図書と明確に区分し、かつ、店内の容易に監視することができる場所にまとめて陳列しなければならない。
- 2 図書を取り扱う業者は、有害図書を陳列するときは、知事が別に定めるところにより、その陳列場所の見やすい箇所に、有害図書であり青少年には販売等をし、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませることができない旨の掲示をしなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定に違反している者に対し、有害図書の管理方法又は陳列方法の改善を勧告することができる。
- 4 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対して期限を定めて当該勧告に従うよう命ずることができる。
- 5 前各項の規定は、図書を取り扱う業者が法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所に有害図書を陳列する場合については、適用しない。

(平18条例16・追加)

(多指定刊行物の公表等)

第11条 知事は、定期的に刊行される書籍、雑誌その他の刊行物で、第10条第1項の指定を過去1年間に10回以上受けたものの名称及び発行者を公表するものとする。

2 図書を取り扱う業者は、前項の規定により公表された書籍、雑誌その他の刊行物については、青少年の健全な育成を害することのないよう販売等、陳列及び自動販売機への収納について特に注意しなければならない。

(平18条例16・一部改正)

(不健全図書の取扱い)

第11条の2 図書を取り扱う業者は、図書の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの(第27条第1項において「不健全図書」という。)を青少年に販売等をし、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。

- (1) 性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- (2) 粗暴性又は残虐性を助長し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- (3) 自殺又は犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- (4) 心身の健康を害する行為を誘発し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- (5) 図書を取り扱う業者又は図書を取り扱う業者で構成する団体が、青少年に販売し、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませることが好ましくないと認めた図書で、その旨が表示されているもの

(平18条例16・追加)

(図書の自動販売機の設置の届出等)

第11条の3 図書を販売するために自動販売機を設置しようとする者は、あらかじめ、設置する自動販売機ごとに次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 自動販売機を設置しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
 - (2) 自動販売機の設置場所並びに当該設置場所の提供者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
 - (3) 次条第一項に規定する管理者の氏名及び住所
 - (4) 次条第二項に規定する権限を付与した旨
 - (5) その他知事が別に定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機による図書の販売を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から15日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る自動販売機を設置したときは、直ちに、同項の規定により届け出た事項を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。
- 4 前項の規定は、第2項の規定による変更の届出をした者について準用する。

(平13条例72・追加、平18条例16・旧第11条の2繰下・一部改正)

(図書の自動販売機の管理者の設置)

第11条の4 図書を販売するために自動販売機を設置しようとする者は、設置する自動販売機ごとに当該自動販売機を適正に管理するための管理者を置かななければならない。

2 前項に規定する管理者は、当該自動販売機を設置する市町村の区域内に住所を有し、かつ、居住している者であつて、自動販売機を設置している者が自ら有害図書の除去その他の必要な措置を行うことができない場合に自動販売機を設置する者に代わり当該措置を行うことができる権限を有するものでなければならない。

(平13条例72・追加、平18条例16・旧第11条の3繰下・一部改正)

(自動販売機による図書の販売の制限)

第11条の5 自動販売機により図書を販売する者は、当該自動販売機に有害図書を収納してはならない。

2 自動販売機により図書を販売する者又は前条第1項に規定する管理者は、現に収納されて

いる図書が第10条第1項又は第2項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書を除去しなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定に違反している者に対し、有害図書の除去を命ずることができる。

(平13条例72・追加, 平18条例16・旧第11条の4繰下)

(適用除外)

第11条の6 第11条の3第1項, 第11条の4第1項並びに前条第1項及び第2項の規定は、自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、これを適用しない。

(平13条例72・追加, 平18条例16・旧第11条の5繰下・一部改正)

(有害興行の指定及び観覧禁止)

第12条 知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、青少年にこれを見せないようにするため当該興行を指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。ただし、緊急やむをえないと認めるときは、当該興行を主催する者に対する通知によつて行うことができる。

- 3 第1項の規定による指定を受けた興行を主催する者は、青少年に当該興行を見せてはならない。

- 4 第1項の規定による指定を受けた興行を主催する者は、知事が別に定めるところにより、当該興行を行う期間中、入場しようとする者の見やすい場所に、当該興行が第1項の規定による指定を受けたものである旨及び青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

- 5 第10条第7項及び第8項の規定は、第1項の規定による指定を受けた興行について準用する。

(平18条例16・一部改正)

(深夜における興行場等への入場禁止)

第13条 興行を主催する者及び設備を設けて客に遊技、図書の閲覧若しくは視聴、インターネットの利用又はスポーツを行わせる営業で知事が別に定めるものを営む者(次項において「興行者等」という。)は、深夜において、正当な理由がある場合を除き、その興行又は営業の場所に青少年を入場させてはならない。

- 2 深夜において興行又は前項の営業が行われる場合は、興行者等は、知事が別に定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に深夜は青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

(平18条例16・一部改正)

(有害施設等への入場禁止)

第14条 次に掲げる営業(法第2条第1項第5号又は同条第6項第4号若しくは第5号の営業を除く。)で、青少年の健全な育成を害するおそれがあるものとして知事が別に定めるものを営む者は、青少年を当該営業を営む施設又は場所に入場させてはならない。

(1) 設備を設けて主として異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させる営業

(2) 設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

(3) 主として性に関する器具、がん具その他の物品を販売する営業

- 2 前項の営業を営む者は、知事が別に定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

(昭59条例33・平11条例9・平13条例72・平28条例28・一部改正)

(有害がん具等の指定及び販売の禁止等)

第15条 知事は、がん具又は刃物の構造又は機能が人体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発助長するおそれがあり、青少年の健全な育成を害すると認めるときは、青少年にこれを所持させないようにするため当該がん具又は刃物を指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。

- 3 がん具又は刃物を販売する者は、青少年に第1項の規定による指定を受けたがん具又は刃

物の販売等をしてはならない。

- 4 何人も、第1項の規定による指定を受けたがん具又は刃物を青少年に所持させてはならない。
- 5 第10条第7項及び第8項の規定は、第1項の規定による指定を受けたがん具又は刃物について準用する。

(平10条例5・平18条例16・一部改正)

(自動販売機によるがん具等の販売の制限)

第15条の2 自動販売機により避妊用具(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)別表第一に規定する衛生用品のうち知事が別に定めるもの(次条において「指定避妊用具」という。))を除く。)その他主として性に関する器具又はがん具で知事が別に定めるものを販売する者は、当該自動販売機を店内であつて常時監視することができ、かつ、店外から購入することができない場所以外の場所に設置してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、自動販売機の設置場所の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(平13条例72・追加、平18条例16・平26条例64・一部改正)

(自動販売機による指定避妊用具の販売に係る制限等)

第15条の3 自動販売機により指定避妊用具を販売する者(次項において「指定避妊用具自動販売機業者」という。)は、学校その他青少年の利用する教育施設、文化施設、体育施設、遊園地、公園等及びこれらの周辺に、指定避妊用具を収納する自動販売機を設置しないよう努めなければならない。

- 2 指定避妊用具自動販売機業者は、指定避妊用具を収納する自動販売機に指定避妊用具以外の商品を収納してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

(平18条例16・追加)

(有害薬品類等の販売の禁止等)

第16条 何人も、青少年に有害薬品類等で知事が別に定めるものの販売等をしてはならない。ただし、青少年の健全な育成を害するおそれがないとして知事が別に定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の有害薬品類等を取り扱う業者は、当該有害薬品類等が盗難にあい、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に違反している者に対し必要な措置をとるよう勧告することができる。(利用カードの販売の届出等)

第16条の2 利用カードを販売しようとする者(次条第1項ただし書に規定する場合において、利用カードを販売するために自動販売機を設置しようとする者を含む。以下この項において同じ。)は、公安委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、利用カードを販売する施設(次条第1項ただし書に規定する場合にあつては、設置する自動販売機。以下「利用カード販売所」という。)ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 利用カードを販売しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- (2) 利用カード販売所の名称及び所在地又は自動販売機の設置場所
- (3) その他公安委員会規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者(以下「利用カード販売者」という。)は、届け出た事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る利用カードの販売を廃止したときは、公安委員会規則の定めるところにより、当該変更又は廃止の日から15日以内にその旨を公安委員会に届け出なければならない。

- 3 利用カード販売者(次項に規定する者を除く。)は、青少年の利用カードの購入を禁ずる

旨を当該利用カード販売所の見やすい箇所に表示しなければならない。

4 自動販売機により利用カードを販売する利用カード販売者は、第1項の届出に係る自動販売機を設置したときは、公安委員会規則の定めるところにより、直ちに、同項の規定により届け出た事項を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。

5 前項の規定は、第2項の規定による変更の届出をした者について準用する。

(平13条例72・全改)

(自動販売機への利用カードの収納の制限)

第16条の3 何人も、自動販売機に利用カードを収納してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

2 公安委員会は、前項の規定に違反した者に対し、利用カードの除去その他必要な措置を命ずることができる。

(平13条例72・全改)

(利用カードの販売等の禁止等)

第16条の4 何人も、青少年に利用カードの販売等をし、又はテレホンクラブ等営業に係る役務の提供を受けるために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等を口頭、閲覧その他の方法により伝達してはならない。

2 利用カード販売者は、利用カードを販売するときは、あらかじめ、青少年には利用カードの販売等を行うことができない旨、青少年はテレホンクラブ等営業を利用することができない旨及びテレホンクラブ等営業に係る会話(法第2条第9項に規定する会話をいう。)の相手方が青少年と知れたときは、その利用をやめなければならない旨を客に周知しなければならない。

3 公安委員会は、前項の規定に違反している者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平13条例72・全改)

(有害広告物等の規制)

第17条 知事は、広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し当該広告物の内容の変更、設置場所の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

2 何人も、利用カードの販売について、次に掲げる方法で広告又は宣伝をしてはならない。

(1) 法第31条の13第1項又は法第31条の18第1項において準用する法第28条第5項第1号に規定する広告制限区域等(以下この条において「広告制限区域等」という。)において、広告物を表示すること。

(2) 広告制限区域等において、人の住居にビラ等(ビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書、図画その他の物品をいう。以下同じ。)を配り、又は差し入れること。

(3) 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等において、ビラ等を頒布すること。

(4) 広告制限区域等以外の地域において、人の住居(青少年が居住していないものを除く。)にビラ等を配り、又は差し入れること。

(5) 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、青少年に対してビラ等を頒布すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を害するおそれのある方法

3 公安委員会は、利用カード販売者又はその代理人、使用人その他の従業者(次条第1項及び第36条において「代理人等」という。)が前項の規定に違反したときは、当該利用カード販売者に対し、ビラ等の頒布の中止その他必要な措置を命ずることができる。

4 公安委員会は、第2項の規定に違反して広告制限区域等において広告物が表示されているときは、何人により当該広告物が表示されたかにかかわらず、当該広告物に係る利用カード販売者に対し、当該広告物の除去を命ずることができる。

(平8条例27・追加、平13条例72・平18条例16・一部改正)

(利用カードの販売の停止)

第18条 公安委員会は、利用カード販売者又はその代理人等が、当該利用カードの販売に関し、この条例に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき、刑法（明治40年法律第45号）第175条の罪若しくは売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章に規定する罪に当たる違法な行為（青少年に対するものに限る。）をしたとき、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2章に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき、又は利用カード販売者が第16条の3第2項、第16条の4第3項又は前条第3項若しくは第4項の規定による命令に従わなかったときは、当該利用カード販売者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カードの販売の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定により利用カードの販売の停止を命じようとするときは、岡山県行政手続条例（平成7年岡山県条例第30号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、岡山県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 前項の通知を岡山県行政手続条例第15条第3項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回つてはならない。

5 第2項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

（平8条例27・追加、平11条例44・一部改正、平13条例72・旧第18条の5繰上・一部改正、平26条例64・一部改正）

第4章 青少年に対する不健全行為の禁止

（非行助長行為の禁止）

第19条 何人も、青少年に対し、暴行、傷害、恐喝、窃盗、違法運転、淫行、わいせつ行為若しくは有害薬品類等の不健全使用（次項において「著しい非行」という。）若しくは家出を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもつて金品その他の財産上の利益又は職務を供与してはならない。

2 何人も、青少年を構成員の全部又は一部として著しい非行を行う集団を結成し、指導し、若しくは援助し、又は青少年に対し、著しい非行を行う集団へ加入するよう勧誘し、若しくは強制してはならない。

（淫行及びわいせつ行為の禁止）

第20条 何人も、青少年に対し淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

（有害行為のための場所の提供又は周旋の禁止）

第21条 何人も、淫行、わいせつ行為、有害薬品類等の不健全使用、飲酒、喫煙等青少年の健全な育成を害する行為が行われ、又は行われるおそれがあることを知つて、青少年に対し、場所を提供し、又は周旋してはならない。

2 知事は、青少年が前項の行為を行い、又は行うおそれがあると認められる施設があるときは、当該施設の所有者又は管理者に対し管理方法の改善その他必要な措置をとることを勧告することができる。

（深夜外出の制限）

第22条 保護者は、正当な理由がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないよう努めなければならない。

2 何人も、保護者の同意又は委託を受ける等正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 深夜に営業を営む者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

（平18条例16・一部改正）

（いれずみを施す行為の禁止）

第23条 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、いれずみを施し、受けさ

せ、又は周旋してはならない。

(勧誘行為の禁止)

第23条の2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 接待飲食等営業(法第2条第4項に規定する接待飲食等営業をいう。)又は性風俗関連特殊営業(法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するよう勧誘すること。

(2) 接待飲食等営業(法第2条第1項第1号に該当する営業に限る。)の客となるよう勧誘すること。

(平18条例16・追加、平28条例28・一部改正)

(着用済み下着の買受け等の禁止)

第23条の3 何人も、青少年から青少年が着用した下着(青少年がこれに該当すると称したものを含む。)を買い受け、若しくは売却するよう勧誘し、若しくは青少年に対してその売却の相手方を紹介し、又はこれらの行為が行われることを知って、そのための場所を提供してはならない。

(平18条例16・追加)

(質受及び買受の禁止)

第24条 質屋(質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する者をいう。)は、正当な理由がある場合を除き、青少年から物品(有価証券を含む。)を質にとつてはならない。

2 古物商(古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する者をいう。)は、正当な理由がある場合を除き、青少年から同条第1項に規定する古物(前条に規定する下着を除く。以下この項において同じ。)を買い受け、若しくは販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

(平7条例32・平18条例16・一部改正)

第5章 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止

(平18条例16・追加)

第25条 青少年のインターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止に関しては、岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例(平成23年岡山県条例第23号)の定めるところによる。

(平23条例23・全改)

第6章 県民総参加による青少年をとりまく環境の整備

(平18条例16・旧第5章繰下)

(青少年育成県民運動)

第26条 県民は、相互に連携し、次に掲げる活動を自主的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

(1) 青少年の健全な育成を害する環境の浄化

(2) 非行少年の早期発見及び善導

(3) 青少年の自主的活動の育成及び助長

(4) 明るい家庭づくりのための啓発

(5) その他青少年の健全育成活動

2 県民は、青少年の非行が行われ、若しくは行われるおそれがあると認めるとき又は青少年の健全な育成を害し、若しくは害するおそれがある環境を発見したときは、少年補導センター又は警察署へ通報しなければならない。

(平18条例16・一部改正)

(保護者の役割)

第27条 保護者は、この条例の趣旨にのつとり、有害図書、不健全図書、有害ながん具、刃物及び薬品類、利用カード等が青少年の手に入らないよう適正な管理を行い、青少年が有害な興行を行う興行場その他の施設へ立ち入らないよう、テレホンクラブ等営業を利用しないよう、又はテレホンクラブ等営業若しくは利用カードの販売に係るピラ等を受け取らないよう監督する等により、青少年の健全な育成を害する環境又は行為から青少年を保護しなけれ

ばならない。

- 2 保護者は、常に青少年と意思の疎通を図り、青少年が自己の心身鍛錬のための体育、文化、地域活動等に自主的に参加するよう配慮するとともに、青少年に有益な図書、興行、その他文化財等に接する機会を与える等青少年の健全な育成にとって良好な生活環境を助長するよう努めなければならない。

(平8条例27・平10条例5・平13条例72・平18条例16・平23条例23・一部改正)

(学校における措置)

第28条 学校の長(以下この条において「校長」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、学校における児童生徒の指導の充実を図るとともに、児童生徒を有害な環境から守り、健全に育成するよう努めなければならない。

- 2 児童生徒の非行があつたときは、校長は、保護者と協力して当該児童生徒に対し適切な指導を行うとともに、必要に応じて、少年補導センター、警察署等の機関と密接な連絡をとり、適切な措置を講じなければならない。

- 3 県及び市町村の教育委員会は、前2項に関する事項について、校長に対し適切な指導及び助言を行うものとする。

(平18条例16・一部改正)

(関係職員の義務)

第29条 教育、福祉その他青少年の保護育成のための業務に従事する職員は、青少年の健全な育成を害するおそれのある行為を行つていると認められる者に対し適切な指導及び助言を行わなければならない。

- 2 前項の職員は、この条例の目的に反する行為を行つていると認められる青少年に対しその非をさとすことにより健全な成長への自覚を促すとともに、保護者又は少年補導センターに通報する等適切な措置をとらなければならない。

(平18条例16・一部改正)

(旅館業者等の通報)

第30条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業、同条第6項に規定する住宅宿泊管理業、貸家業又は貸問業を営む者は、その管理する施設において、青少年が暴行、淫行、わいせつ行為、有害薬品類等の不健全使用等を行い、又はこれらの行為による被害を受けていると認めるときは、速やかに保護者、少年補導センター又は警察署に通報しなければならない。その挙動から判断して家出をしていると認められる青少年が宿泊し、又は居住しているときも、同様とする。

(平18条例16・平30条例10・一部改正)

第7章 その他

(平18条例16・旧第6章繰下)

(審議会への諮問)

第31条 知事は、次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ岡山県青少年健全育成審議会(岡山県附属機関条例(昭和27年岡山県条例第92号)に基づく岡山県青少年健全育成審議会をいう。以下この条において「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

ただし、緊急を要するときは、審議会の意見を聴かないで当該行為をすることができる。

(1) 第7条の規定による推奨

(2) 第10条第1項、第2項若しくは第7項、第12条第1項若しくは第5項又は第15条第1項若しくは第5項の規定による指定及びその取消し

(3) 第10条第3項第1号から第4号までの規定による定め

(4) 第10条第3項第5号の規定による指定

(5) 第10条の2第1項の規定による定め

(6) 第17条第1項の規定による措置命令

- 2 知事は、前項ただし書の規定により当該行為をしたときは、審議会にこれを報告しなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定により審議会の意見を聴く場合において、自主規制を行つている団

体があるときは、必要に応じ、あらかじめ当該団体の意見を聴くものとする。

(平8条例27・平13条例72・平18条例16・一部改正)

(立入調査)

第32条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する者(第3項において「立入調査員」という。)に、営業時間内において、書店、興行場、利用カード販売所その他の営業所(自動販売機の設置場所を含む。)に立ち入り、営業の状況を調査させ、関係者に対し、資料の提供を求めさせ、又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 立入調査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平8条例27・平13条例72・一部改正)

(指定等の要請)

第33条 何人も、第7条の規定により推奨をし、第10条第1項若しくは第2項、第12条第1項若しくは第15条第1項の規定により指定をし、又は第17条第1項の規定により規制をすることが適当であると認めるときは、理由を付し、その旨を知事に要請することができる。

(平8条例27・一部改正)

(命令違反等の公表)

第34条 知事は、この条例の規定に基づく勧告又は命令に従わなかつた者があるときは、その旨を公表することができる。

(罰則)

第35条 第20条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第21条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第19条又は第23条の規定に違反した者

(2) 第18条第1項の規定による命令に従わなかつた者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 常習として第10条第5項の規定に違反した者

(2) 常習として第11条の5第1項又は第2項の規定に違反した者

(3) 前号に該当する者で第11条の5第3項の規定による命令に従わなかつた者

(4) 第20条第2項の規定に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第5項、第11条の5第1項若しくは第2項、第12条第3項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第3項、第15条の2第1項、第16条第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第17条第2項(第3号(青少年に対するビラ等の頒布に限る。))又は第5号に係るものに限る。第7項において同じ。)、第22条第2項又は第23条の2から第24条までの規定に違反した者

(2) 第10条の2第4項、第11条の5第3項、第15条の2第2項、第16条の3第2項、第16条の4第3項又は第17条第1項、第3項若しくは第4項の規定による命令に従わなかつた者

6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条の2第2項、第12条第4項、第13条第2項又は第14条第2項の規定に違反した者

(2) 第11条の3第1項若しくは第2項又は第16条の2第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第11条の3第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))又は第16条の2第3項若しくは第4項(同条第5項において準用する場合を含む。))の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

(4) 第32条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供を拒み、忌避し、若しくは虚偽の資料を提供し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

7 第10条第5項、第12条第3項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第3項、第16条第1項、第16条の4第1項、第17条第2項、第19条、第20条、第21条第1項、第22条第2項又は第23条から第24条までの規定に違反した者は、当該青少年の年令を知らないことを理由として、第1項から第5項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年令を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(平4条例2・平5条例31・平8条例27・平13条例72・平18条例16・一部改正)

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(平8条例27・一部改正)

(その他)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

「中略」

附 則 (平成30年条例第10号)

この条例は、平成30年6月15日から施行する。